

令和 7 年

上砂川町議会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

| | |
|------------|---|
| 出席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |

令和7年第4回定例会

第1号(12月17日)

| | |
|--|----|
| 議事日程 | 3 |
| 会議録署名議員 | 4 |
| 開会の宣告 | 5 |
| 開議の宣告 | 5 |
| 会議録署名議員指名について | 5 |
| 会期決定について | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 行政常任委員長 笹木笑子の報告 | 5 |
| 笹木笑子の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告 | 7 |
| 笹木笑子の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告 | 8 |
| 藏根高史の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告 | 8 |
| 議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告 | 9 |
| 議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告 | 9 |
| 例月出納検査結果報告(8・9・10・11月分) | 9 |
| 町長行政報告 | 9 |
| 教育長教育行政報告 | 10 |
| 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意) | 11 |
| 議案第38号 財産の取得について | 12 |
| 議案第39号 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定について | 13 |
| 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 14 |
| 議案第41号 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 14 |
| 議案第42号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 14 |
| 議案第43号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について | 18 |
| 議案第44号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について | 20 |
| 議案第45号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について | 21 |

| | | |
|--------|--------------------------------------|----|
| 議案第46号 | 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定について | 22 |
| 議案第47号 | 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について | 24 |
| 議案第48号 | 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について | 25 |
| 議案第49号 | 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定について | 27 |
| 議案第50号 | 令和7年度上砂川町一般会計補正予算(第4号) | 28 |
| 議案第51号 | 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号) | 32 |
| 議案第52号 | 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算(第1号) | 33 |
| 休会について | | 35 |
| 散会の宣告 | | 36 |

第2号(12月19日)

| | | |
|---------------|---|----|
| 議事日程 | | 38 |
| 会議録署名議員 | | 39 |
| 開議の宣告 | | 40 |
| 会議録署名議員指名について | | 40 |
| 一般質問 | | 40 |
| 笹木 笑子 | | 40 |
| 総務課長 鷺尾 仁志 | | 41 |
| 町長 奥山 光一 | | 42 |
| 小澤 一文 | | 42 |
| 総務課長 鷺尾 仁志 | | 43 |
| 伊藤 充章 | | 44 |
| 町長 奥山 光一 | | 45 |
| 議案第38号 | 財産の取得について(原案可決) | 46 |
| 議案第39号 | 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定について(原案可決) | 46 |
| 議案第40号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決) | 46 |
| 議案第41号 | 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決) | 46 |
| 議案第42号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決) | 46 |
| 議案第43号 | 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決) | 46 |
| 議案第44号 | 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決) | 46 |
| 議案第45号 | 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について(原案可決) | 46 |
| 議案第46号 | 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定について | |

| | | |
|-----------|-------------------------------------|-----|
| | て（原案可決） | 4 6 |
| 議案第 4 7 号 | 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） | 4 6 |
| 議案第 4 8 号 | 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） | 4 6 |
| 議案第 4 9 号 | 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） | 4 6 |
| 議案第 5 0 号 | 令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）（原案可決） | 4 6 |
| 議案第 5 1 号 | 令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）（原案可決） | 4 6 |
| 議案第 5 2 号 | 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）（原案可決） | 4 6 |
| 調査第 4 号 | 所管事務調査について（許可） | 5 2 |
| 派遣第 3 号 | 議員派遣承認について（承認） | 5 2 |
| | 追加日程について | 5 3 |
| 議案第 5 3 号 | 令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）（原案可決） | 5 3 |
| | 年末挨拶 | 5 5 |
| | 閉会の宣告 | 5 6 |

出席議員

| 議席 番号 | 氏 名 | 4 定 | |
|----------|---------|-------|-------|
| | | 12.17 | 12.19 |
| 1 | 石 田 浩 二 | ○ | ○ |
| 2 | 藏 根 高 史 | ○ | ○ |
| 3 | 笹 木 笑 子 | ○ | ○ |
| 4 | 小 澤 一 文 | ○ | ○ |
| 5 | 越 前 等 | ○ | ○ |
| 6 | 伊 藤 充 章 | ○ | ○ |
| 7 | 吉 川 洋 | ○ | ○ |
| 8 | 高 橋 成 和 | ○ | ○ |

説明のため出席した者

| 役 職 名 | 氏 名 | 4 定 | |
|-----------------|---------|-------|-------|
| | | 12.17 | 12.19 |
| 町 長 | 奥 山 光 一 | ○ | ○ |
| 副 町 長 | 林 智 明 | ○ | ○ |
| 教 育 長 | 飯 山 重 信 | ○ | ○ |
| 監 査 委 員 | 横 林 典 夫 | ○ | ○ |
| 監 査 事 務 局 長 | 谷 禎 規 | ○ | ○ |
| 総 務 課 長 | 鷺 尾 仁 志 | ○ | ○ |
| 企 画 課 長 | 山 崎 数 浩 | ○ | ○ |
| 建 設 環 境 課 長 | 内 野 博 之 | ○ | ○ |
| 建 設 環 境 課 技 師 長 | 鈴 木 健 一 | × | × |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 利 哉 | ○ | ○ |
| 会 計 管 理 者 | 浅 利 基 行 | ○ | ○ |
| 福 祉 課 長 | 戸 田 晋 一 | ○ | ○ |
| 医 療 保 険 担 当 課 長 | 沼 明 仁 | ○ | ○ |
| 健 康 推 進 課 長 | 林 孔 美 | ○ | ○ |
| 教 育 次 長 | 齊 藤 修 実 | ○ | ○ |

事務局職員出席者

| 職 名 | 氏 名 | 4 定 | |
|-------------|---------|-------|-------|
| | | 12.17 | 12.19 |
| 議 会 事 務 局 長 | 谷 禎 規 | ○ | ○ |
| 総 務 係 長 | 齊 藤 弥 生 | ○ | ○ |

令和 7 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

12月17日（水曜日）午前10時00分 開 会
午後 1時32分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
12月17日～12月19日
3日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 閉会中における行政常任委員会所管事務調査結果報告（笹木委員長）
 - 3) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（笹木議員）
 - 4) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（笹木議員）
 - 5) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（藏根議員）
 - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 7) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 8) 例月出納検査結果報告（8・9・10・11月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
※ 同意第 3 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 3 8 号 財産の取得について
- 第 8 議案第 3 9 号 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定について
- 第 9 議案第 4 0 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 4 1 号 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 4 2 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議案第 4 3 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議案第 4 4 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

- する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第45号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第46号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第47号 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第48号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第49号 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第50号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）
- 第20 議案第51号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第52号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- ※ 議案第38号～第52号までは、提案理由・内容説明までとする。
-

○会議録署名議員

2番 藏 根 高 史 3番 笹 木 笑 子

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、鈴木建設環境課技師長が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和7年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次、日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの3日間にしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から19日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、閉会中における行政常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。笹木委員長。

○3番（笹木笑子） 行政常任委員会所管事務調査報告について、審査した結果を次のとおり報告します。

調査期間は、令和7年10月27日から10月30日。

調査事項は、1か所目、福井県福井市鶉公民館、鶉山公園、山内甚乃介翁ゆかりの地にて、

母村である福井市鶉地区における歴史、文化と地域づくり活動、本町の小学校の交流事業、中学校修学旅行によるふるさと意識や地域間交流の視察。2か所目は、福井市殿下地区越廼サテライトオフィスにて、地域おこし協力隊が担うコミュニティーデザインの実践事例から地域課題に向けた協力隊の取組の視察。

調査委員は、行政常任委員会委員長ほか6名、議長。

随行者は、谷議会事務局長。

説明員は、1か所目は福井市鶉公民館長、東久雄氏、2か所目は合同会社ノカテ代表、高橋要氏でした。

調査内容は、1か所目は福井市鶉地区について報告いたします。上砂川町の母村である福井市鶉地区は、福井市の北西部に位置し、自然豊かな農村地区で、かつては鶉村として存在していましたが、現在は福井市に編入され、人口2,769人、世帯数1,000世帯です。鶉公民館は、1967年に福井市に編入、合併され、杉田鶉山翁を輩出した地区で、1985年に郷土の偉人として全ての地区住民が鶉山の遺徳をしのび、杉田鶉山翁の銅像が建立され、鶉山塾など小学生から郷土についての教育が熱心に実践されています。公民館では、コミュニティー活動の拠点とした役割を担い、地域の活性化につながるような事業としてコウノトリの郷プロジェクト、また自分たちの住んでいる地域に愛着や誇りを持てる地域づくりとして鶉の里夏まつりを実施、上砂川町の交流事業もその一環として位置づけられています。

調査結果ですが、本町の母村である鶉地区は、平成24年より小学生の交流事業、平成27年からは中学校の修学旅行での訪問先であります。鶉ゆかりの偉人、杉田翁の功績から文化、歴史を学び、実際に訪れ、映像や書物では得られない気候風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史、文化に触れることは歴史的背景や環境、文化の異なる本町の子供たちにとっては大切な学びの機会となっていると思うところです。今日の鶉地区の礎となっており、鶉山に学び、鶉山を愛する精神は自分の住んでいる地域への愛着や誇りを育て、鶉公民館の掲げるビジョン「今ある宝をつなぐ・新しい宝を創る」は、次世代に継承すべくふるさとの教育の在り方として、ふるさとに誇りを持てる町づくりを掲げる本町においても反映させていきたいと考えます。また、相互交流に関わっている方々も高齢になった現在、次世代に継承するには議会においては地元の市議会議員との協力関係を築き、相互交流体制の構築が引き続き必要になると思われます。

続きまして、調査内容2か所目、越廼サテライトオフィスにて、元地域プロジェクトマネージャー、高橋要氏の地域おこし協力隊が担うコミュニティーデザインの実践事例についてです。高橋氏は、福井市では2例目の地域おこし協力隊員であり、最初のプロジェクトマネージャーでありました。活動拠点の殿下地区は、福井市の中心から西に20キロメートル離れた山間地に位置し、越前加賀海岸国定公園の中にある自然豊かな環境に恵まれた場所で、人口359人、176世帯の集落で、半数以上が高齢者で平均年齢は70歳、幼小中学生合わせて24名の地区です。そこで、人口減少、少子化、高齢化率のどれを取っても福井市の最先端である地区の地域おこしに着眼し、将来の上砂川町を見据えて調査を行うことといたしました。高橋

氏の協力隊としての活動は、学校をなくしたくない、越前水仙を作り続けたい、景観を守り続けたい、地域を自分たちで守る、地域住民が一丸となって課題に取り組む姿や小さな地域ほど地域力が生きてると肌で感じることから、地区の動きに合わせた地域の活動サポートを主とし、外の力を使いながら地域の思いをよりよくしていくことが軸でした。プロジェクトマネジャーとしての活動は、防災用デジタルスパイスや音声と光での防災の実証実験、スマホ教室の開催、デジタルサポート養成、電子回覧板ツールの導入実証実験などを行政と共に取り組みました。プロジェクトマネジャーを卒業した現在は、人口1,200人の福井市越廼地区で地域の協力を得ながら、地域の課題を仕事にするという逆転の発想で人の思いと歴史をつなぐ水仙産地の風景を未来へつなぐプロジェクトをコミュニティーデザインとして、専門の知識、技術を持つ仲間と共に合同会社ノカテ（いつか、どこかで、誰かの糧）を立ち上げ、水仙ブーケ、宿、点景事業を展開し、ライターとしても地域の魅力を発信したことで数々の2025年グッドデザイン賞を10月15日に受賞されました。

調査結果ですが、本町の将来人口の展望について2050年には1,000人台になることが想定されています。殿下、越廼地区と同様な超少子高齢化で1次産業もない本町において、外の力、地域おこし協力隊を使いながら地域の思いをよりよくしていくという取組は大変参考になると考えます。まとめとしまして、本町には現在地域おこし協力隊が8名、プロジェクトマネジャー1名、集落支援員1名が様々な分野で活動を展開、町を盛り上げております。そんな協力隊の活動が町民、地域、町の活性化につながり、そして隊員にとっても糧となるには議会としても卒業後も本町で活動し続けるための支援体制づくりに取り組む必要があると考えます。

以上、道外所管事務調査に関する報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会並びに第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 令和7年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年11月28日金曜日午後1時30分。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組規約の変更について）、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、認定、承認されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和7年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年11月28日金曜日午後2時30分。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 令和6年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の変更について）、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）、報告第1号 定期監査報告について、報告第2号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、認定、承認されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の結果報告について報告を求めます。藏根議員。

○2番（藏根高史） 令和7年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年11月28日金曜日午前11時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和6年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 石狩川流域下水道組合議会第2回定例会と第2回中・北空知廃棄物処

理広域連合議会定例会の結果報告については、一括して私からご報告いたします。

最初に、令和7年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和7年11月26日水曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）、報告第2号 専決処分について（令和7年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号））、報告第3号 定期監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告について、報告第5号 令和6年度決算に係る資金不足比率について、議案第1号 令和7年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第2号）、認定第1号

令和6年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、可決、認定されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和7年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和7年11月27日木曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 定期監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 令和6年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

続きまして、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の8月、9月、10月、11月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和7年第3回定例会から本定例会までの町内外の会議、行事等につきましてはお手元に配付しております報告書のとおりでございますが、そのほかヒグマの出没状況について報告をいたします。お手元に配付しております資料ナンバー1を御覧願いたいと思います。熊の出没につきましては、北海道のみならず東北地方を中心に全国的に出没が多く、人的被害も多数発生しており、いまだ出没が相次いでいるところでもありま

す。本町においても例外ではなく、9月中旬までは例年並みの出没、目撃件数でありましたが、9月下旬以降急激に出没件数が増加し、資料にもございますとおり、全部で82件と例年の4倍から5倍となったところであります。例年野生動物撃退装置の設置や身を隠せないようにするための草刈りなど熊を出没させない取組を実施してまいりましたが、10月上旬には鶉地区に子熊が一時的に居座る事案があったことから、急遽木の伐採や周辺の草刈りを実施したほか、目撃が多く寄せられた周辺には箱わなを設置するなどの対策を講じ、熊1頭の駆除をしたところでございます。

そのほか、熊を出没させない取組、ヒグマが出没した場合の取組等につきましては、資料に記載のとおりでございますので、お目通し願います。

このたび緊急に実施しました対策費につきましてや猟友会への報償費につきましては、本定例会の補正予算にて追加計上しておりますことを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和7年第3回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、令和8年4月からの中央小学校における複式学級の設置につきましてご報告申し上げます。当町においても児童減少により、中央小学校において令和6年4月には2年生、3年生の児童数の合計が北海道教育委員会が定める学級編制基準の16名以下となることから、2学年が1つの複式学級の設置と、それに伴い教職員定数も1名減となることが想定されておりました。そのような中、令和5年5月頃から中央小学校の実情として多様な支援を必要とする児童が多く在籍することから、担任だけでなく、より多くの教員で児童を見守ることができるよう教科担任制の導入を検討する中で、特に英語の授業について道内の公立小学校への英語指導のため、教員の派遣実績のある学校法人田中学園と当町への派遣について協議を重ねました。あわせて、先ほども述べましたが、当時の学校内の児童の様子から、複式学級の設置については学校側と協議した結果、単式学級維持が好ましいとの判断の下、町独自で教員の確保を検討しましたが、適任者がおらず苦慮し、その旨田中学園に相談したところ検討をしたい旨の申出があり、令和6年4月より学園側から合計2名の派遣をいただき、現在英語指導担当に1名、4年生担任担当に1名の配置を行い、複式学級は設置していない状況となっております。

このたびの複式学級の設置については、来年4月において普通学級に在籍する2年生が2名、3年生が8名となり、学級編制基準の16名以下となることから複式学級の設置となるもので、併せて教員1名の定数減が見込まれています。このようなことが想定されているた

め、本年度から中央小学校では複式学級が発生しても対応が可能となるよう低、中、高学年の2学年3ブロックに分け、ブロック間の先生同士が互いの学年の授業に入り、児童の指導や見守りを実施しております。既に2名の町単費による外部教員の配置があること、家庭協力の下、児童も落ち着いてきていることなどから、教育課程の関連性や児童の日常の学校生活の様子から判断し、次年度3、4年生を複式学級として設置することを考えております。教育委員会といたしましては、来年4月からスムーズに複式学級による授業がスタートできるよう、教室への新たな黒板の設置経費をこのたびの補正予算に計上させていただいたところでございます。

なお、保護者には本年7月にはPTA役員会、9月には保護者全体懇談会を通して説明を行っており、来年2月にもPTA委員総会、その後保護者全体懇談会にて再度説明を行うほか、学校だよりを通じて周知を行うこととしております。いずれにいたしましても、よりよい学校づくりをこれからも行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、前委員、富田純子氏の辞職に伴い、後任に安藤麻希氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、安藤麻希。生年月日、XXXXXXXXXX。職業、XXXXXXXXXX。備考、XXXXXXXXXX。任期、令和10年9月30日まで、残任期間であります。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略して即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第38号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、議案第38号 財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書2ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第38号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、大手町地所株式会社所有の土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第38号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める5,000平方メートル以上の土地の取得につきまして議会の議決を求めるものでございます。

町が取得する土地につきましては、町道東山連絡線用地の一部であり、大手町地所株式会社が所有する字西山15番地の13、位置で申し上げますと東山高齢者住宅から東側、旧東町改良住宅方面へ300メートルほど進んだ場所にあり、地籍は5,282平方メートルでございます。

平成8年度から平成13年度にかけて整備した町道東山連絡線は、旧道に設置されていた橋梁が老朽化していたため、当時架け替えが必要とされておりましたけれども、測量調査の結果、架け替えを行うことができず北側へ迂回し、民有地をまたぐ形で路線変更を行っております。このたび路線変更した土地の所有者である大手町地所から、東山地区にある社有地を売却する方針であり、本用地についても整理をしたい旨の意向が示されました。町といたしましては、路線変更の際当時の土地所有者であった三井石炭鉱業から許可を得て工事を執行し、その後も本用地は無償貸与されているものと認識しておりますが、これを機に災害対応等の観点も含め本用地を購入することにより、今後は町有地として引き続き適正な土

地管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、購入予定価格でございますが、本用地の評価額をもって購入することとし、このたびの補正予算に土地の購入費を計上しております。

それでは、本文に参ります。財産の取得について。

次のとおり土地を取得する。

1、土地の所在地、種別、面積、所在、空知郡上砂川町字西山。地番、15番地13。種別、公衆用道路。地籍、5,282平方メートル。

2、取得の内容、購入。

3、購入予定価格、144万1,986円。

4、購入の相手方、北海道美唄市南美唄町大通り2丁目、大手町地所株式会社代表取締役、田中秀明。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第39号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、議案第39号 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第39号 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町行政のデジタル化を推進するに当たり、事務執行の基本となる本町条例の規定の整理を行うため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第39号について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定は、町行政のデジタル化推進の一環として将来的な電子決裁や文書管理システム導入のほか、AI技術の活用が効率的な行政サービスとペーパーレス化につながることから、今後円滑な導入が図られるよう、その基本原則となる町例規集について内容等の確認をしたところ、現在の公用文作成の指針に合わない用語や法令、条例等の表記が統一されていない事例等が散見されたことから、これらを整理するため、本条例を制定するものでございます。

なお、この条例に規定されていない用語等の改正につきましては、今後個別に条例改正を

行っていく予定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。4ページをお開き願います。上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例の施行の際、現に存する上砂川町条例（以下「条例」という。）の用語、用字、送り仮名（以下「用語等」という。）その他表記の整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語等の表記の基準)

第2条 条例に用いられている用語等のうち、別表の左欄に掲げる用語等はそれぞれ同表の右欄に掲げる用語等に改める。

(法令、条例等の引用の基準)

第3条 条例の条文中、引用した法令については、「(令和 年法律第 号)」のように法律番号を統一し、表すものとする。

2 条例の条文中、引用した条例、規則等については、「(令和 年上砂川町条例第 号)」のように条例、規則等の番号を統一して表すものとする。

(様式中の敬称の表記)

第4条 条例中の様式において、あて名の「殿」とあるのは「様」に改める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、用語等の整理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表、左欄でございます。行なう、すでに、すべて、手続き、但し、ただし書き、き損、内払い、本条、本項、本節。右欄にまいります。行う、既に、全て、手続、ただし、ただし書、毀損、内払、この条、この項、この節。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号 議案第41号 議案第42号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第40号から日程第11、議案第42号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第41号 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第42号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第40号、議案第41号並びに議案第42号について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第40号、5ページでございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じた改正を行うため、本条例の一部を改正するものであること。

続きまして、議案書25ページをお開き願います。議案第41号 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当等について人事院勧告に準じた改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであること。

続きまして、議案書27ページをお開き願います。議案第42号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例中別表の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、議案第40号から議案第42号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職及び会計年度任用職員の月例給と特別職及び議会議員の期末手当を含めた期末、勤勉手当について令和7年人事院勧告に準じた改正を行うもののほか、規定の一部を整理するものでございます。

お手元に配付しております資料3ページ、資料ナンバー2を御覧願います。初めに、人事院勧告に基づく給与等の改定についてですが、人事院では官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることとなり、その較差是正のため、給与の引上げ勧告を行っております。

主な勧告内容であります。1の令和7年度給与勧告の概要にありますとおり、民間給与との較差1万5,014円を解消するため、初任給で大卒1万2,000円、高卒1万2,300円を引き上げ、初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給月額を平均で3.3%引き上げるものでございます。

各種手当の改正内容でございますが、期末、勤勉手当で現行4.6か月から4.65か月と0.05か月分の引上げを行い、支給月数の内訳といたしまして、今年度においては6月期に2.3月、12月期に2.35月を支給、次年度以降は6月期、12月期それぞれ2.325月を支給するものであります。

通勤手当につきましては、自動車の使用距離が片道10キロメートル以上の距離区分を対象に200円から1,500円までの幅で引き上げるとともに、片道45キロメートル以上の距離区分を新設するものでございます。

また、既に支給済みである一般職の給与の引上げ分は実施時期である令和7年4月1日に遡及して支給し、会計年度任用職員は令和8年1月1日から支給を予定しております。

また、若年層に重点を置きつつその他の職員は昨年を大幅に上回る給与引上げ勧告を行っているため、町三役の給料月額につきまして一般職との間差額と均衡を図る観点から、平成13年度より継続している独自削減の率を町長は20%削減から15%削減に、副町長及び教育長は10%削減から5%の削減とそれぞれ5%の削減を令和8年1月1日から行う内容としております。

このほか、今回の改正に併せ用語等の整理など規定の一部整理を行っており、条例本文の改正箇所につきましては資料5ページから12ページの資料ナンバー3及びナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例中別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本文に参ります。議案書6ページをお開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び地域手当」に改める。

第8条第2項第1号中「22歳」の前に「満」を加え、同項第3号中「60歳」の前に「満」

を加え、同項第4号中「22歳」の前に「満」を加える。

第9条の2第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「1万円」を「1万400円」に改め、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に改め、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に改め、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に改め、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に改め、同号ケ中「片道40キロメートル以上である職員」を「片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員」に、「2万4,400円」を「2万5,900円」に改め、同号に次のように加える。

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円。

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円。

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円。

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円。

第14条中「給料の月額」を「給料及び地域手当の月額の合計額」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改め、同条第4項中「扶養手当」の次に「並びに地域手当」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及び地域手当の月額」を加える。

第17条第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同項ただし書中「100分の50」を「100分の51.25」に改め、同条第3項中「扶養手当」の次に「並びに地域手当」を加える。

第19条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び地域手当」に改め、同条第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び地域手当」に改め、同条第4項中「及び住居手当」を「、住居手当及び地域手当」に改める。

別表第1、別表第3及び第4を次のように改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合において、改正前の給与条例等の規定に基づいて支給された給与又は手当は、改正後の給与条例の規定による給与または手当の内払とみなす。

続きまして、議案書26ページに参ります。特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附則第3項中「69万円」を「73万7,000円」に、「62万9,000円」を「66万4,000円」に、

「56万7,000円」を「60万円」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第1条中附則第3項の規定については、令和8年1月1日から施行する。

(給与等の内払)

2 改正後の給与条例等の規定を適用する場合には、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

続きまして、議案書28ページに参ります。第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年上砂川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第43号

○議長（高橋成和） 日程第12、議案第43号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書44ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第43号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤利哉） それでは、ご指示によりまして、議案第43号の内容について説明をいたします。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、これに準拠し規定する本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、資料13ページの資料ナンバー5の改正の概要を御覧願います。まず初めに、1の個人住民税に係る改正でございますが、1点目は給与所得控除の最低保障額を現行の55万円から65万円へ10万円が引上げとなるものでございます。

2点目につきましては、大学生年代の子等に関する扶養控除等の規定の整備でございます。年齢19歳以上23歳未満の特定扶養親族について扶養控除の適用要件の見直しが行われ、現行の給与収入103万円から123万円までに拡充を行うものでございます。また、新たに特定扶養特別控除を創設し、子等の給与収入が150万円から188万円の場合は控除の額が段階的に逡減する仕組みとするものでございます。

3点目につきましては、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件を現行の48万円から58万円に引き上げるものでございます。

次に、2のたばこ税につきましては、加熱式たばこの課税方式について重量と価格による紙巻きたばこへの本数換算方式から重量のみで換算する方式に見直し、令和8年4月1日及び同年の10月1日からの2段階で実施するものでございます。

次に、3の公示送達に係る規定の整備でございますが、公示送達は地方団体の賦課徴収または還付に関する書類は郵便により交付することとしておりますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく交付できない場合には役場掲示場に必要な事項を掲示することで書類の送達が行われたものとみなす制度でございます。現在役場の掲示場に掲示することで行っている公示送達を上砂川町のホームページに公示送達を表示する措置をするとともに、役場の掲示場または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで公示送達を行うことが可能となるものでございます。

その他法律等の改正に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料15ページから21ページ、資料ナンバー6の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を始めます。

◎議案第44号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第44号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書50ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第44号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は健康推進課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、ご指示により、議案第44号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、3つの関係条例を改めるものであります。

改正の内容ですが、児童福祉法で虐待等の禁止に関して保育所等の職員が負うべき安全管理の責任を強化するとともに施設管理者に具体的な安全対策を義務づける規定が整備されました。また、市町村が行う乳幼児健康診査の結果を家庭的保育など小規模な保育サービスでも活用できるようになり、二重に行っていた健康診断の実施を省略できる旨の規定が設けられたことから、本町の条例においても関係条項を改めるものであります。あわせまし

て、関係法令に基づき各条例の規定の整備を行うものであります。

条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー 7、新旧対照表を御覧願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 45 号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第45号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書60ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第45号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、乳幼児等通園支援事業を開始するに伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は健康推進課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、ご指示により、議案第45号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、子ども・子育て支援法の一部改正により、生後6か月から満3歳未満の保育所などに通っていない未就園児を対象に月一定時間までこども園を利用できる新たな通園制度であります乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、改正するものでございます。

現在こども園では一時預かりの制度がありますが、一時預かり制度は保護者が一時的に疾病など緊急的に保育に欠け、やむを得ない事情がある家庭の子供を対象とするもので、こども誰でも通園制度は保護者の都合を問わず月10時間を限度に1時間当たり300円で利用できる制度で、生活保護世帯、非課税世帯に対し、町独自の減免措置として無償とするものであります。

なお、改正箇所につきましては、資料ナンバー 8 の新旧対照表を御覧願います。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書61ページをお開き願います。上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町認定こども園設置条例（平成30年上砂川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 乳幼児等通園支援事業。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第46号

○議長（高橋成和） 次、日程第15、議案第46号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書62ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第46号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、昨今の物価高騰等を踏まえ、上砂川町就業・観光体験等宿泊施設の利用料金を改定するとともに、地方自治法第244条の2第3項の規定により当該施設の管理を指定管理者に行わせるため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、ご指示により、議案第46号について内容のご説明を申し上げます。

57ページからの資料ナンバー9、新旧対照表も併せてご参照願います。このたび改正は、昨今の物価高騰による施設維持費の高騰及び来年4月からの北海道の宿泊税導入に伴い、上砂川町就業・観光体験等宿泊施設、通称シェアハウスの利用料を見直すもので、現行の1室当たりの利用料から1人当たりの利用料へ改定するものであります。具体的には、資料ナンバー9の59ページに記載しておりますとおり、1泊2日の利用料金について、A室1,500円を2,000円に、B室2,000円を2,500円に、C室1,100円を1,500円に、以下区分2、区分3についても同様に改定するものであります。また、同室を2名以上で利用する場合の2人目以降の利用料金は基本額の70%、小学生以下は50%、寝具を必要としない幼児は無料とするものであります。

あわせて、当該施設の管理に指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせる旨の規定を新設するとともに、指定管理者の業務として施設及び設備の維持管理に関する業務

を明確化し、そのほか施設の利用料を指定管理者の収入として収受できる旨の規定を追加するものであります。

施行期日は令和8年4月1日としておりますが、施行前においても必要な準備行為を行うことができるよう、附則に準備行為に関する規定を加えております。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書63ページをお開き願います。上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例（平成28年上砂川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第2項中「第5条」を「第7条」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条ただし書中「第7条」を「第9条」に、「取消された場合」を「取り消された場合」に改め、同条を第11条とする。

第8条に次の1項を加える。

3 町長は、第3条の規定により宿泊施設の管理を指定管理者に行わせるときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第5項中「暴力団関係者。」を「暴力団関係者」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 宿泊施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定は、上砂川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年上砂川町条例第16条）に定めるところによるものとする。

3 第1項の規定により管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第9条中「町長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 宿泊施設及び設備の維持管理。
- (2) 利用の許可。
- (3) 利用料金の収受。
- (4) 上記業務に付随する業務。

別表第1を次のように改める。

区分、期間、室、A室、B室、C室、1、1泊2日、2,000円、2,500円、1,500円。2、6泊7日、1万800円、1万3,500円、8,100円。3、27泊28日、2万7,000円、3万4,000円、

2万1,000円。

備考

1 利用料については、1人1泊の金額とする。

2 2区分において3区分の料金を超える場合は、3区分の料金とする。

3 2区分及び3区分において日割が生じた場合は、2区分においては、6泊7日あたりの利用料金を7日で除した額を利用料金に乗じて加算し、3区分については27泊28日あたりの利用料金を30日で除した額を利用日数に乗じて加算する。ただし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

4 同室で2人目以降の利用料金については、1人あたりの利用料金の70%とし、小学生以下の利用料金を50%、寝具を必要としない幼児は無料とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

別表第2中「第9条」を「第11条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第47号

○議長（高橋成和） 次、日程第16、議案第47号 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書65ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第47号 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、中央防災会議において防災基本計画における林野火災編の改正により新たに林野火災注意報が新設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、ご指示によりまして、議案第47号について内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、中央防災会議において大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会報告書を作成し、林野火災注意報が新設されたことを受け、本町が加盟しております砂川地区広域消防組合においても火災予防条例の改正を行い、林野火災に関する注意報の規定が創設されたことから、本町においても関連する火入れ条例について改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料61ページ、資料ナンバー10の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町火入れに関する条例（昭和59年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「差し止め」を「差止め」に改める。

第14条第1項中「強風注意報、乾燥注意報又は」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合」に改める。

附則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第48号

○議長（高橋成和） 次、日程第17、議案第48号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書67ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第48号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、国土交通省通知により、災害その他非常の場合において町の指定する工事事業者等以外の工事事業者等の施工を可能とするため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は建設環境課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いい

たします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第48号について説明をいたします。

このたびの条例改正は、国土交通省からの災害その他非常の場合における給水装置工事の施工についての通知により、本条例の関係条項を改正するものであります。具体的には、給水装置工事につきまして現行では町長または指定給水工事事業者が施工できるとされております。令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人宅内の給排水に係る配管の破損が多数発生したことに加え、指定工事事業者自身の被災や工事需要の集中により施工が困難な状況となり、配管の復旧が遅れ、水の使用ができない状況が長期化しました。こうした事態を踏まえまして、災害その他非常の場合において復旧工事をスムーズに施工できるよう、特例的に他の市町村長または他の市町村長が指定した給水装置工事事業者が施工できるようにするほか、規定の一部を改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元の配付した資料ナンバー11の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書68ページとなります。上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上砂川町水道事業給水条例（昭和33年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「申込み」を「申し込み」に改め、同条ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第10条第1項中「工事は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

（1）法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更に係る工事。

（2）災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が行う工事。

第16条第1項中「ただし」を「ただし、」に改める。

第22条第1項中「水道メーター（以下「メーター」という。）」を「メーター」に改める。

第29条第1項中「この場合において」を「この場合において、」に改める。

第41条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第50条第1項第3号中「卒業した」を「卒業した後」に、「同じ。）後」を「同じ。）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第49号

○議長（高橋成和） 次、日程第18、議案第49号 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書69ページでございます。ただいま上程されました議案第49号 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、下水道法に基づく標準下水道条例の一部改正及び下水道施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は建設環境課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第49号について説明をいたします。

このたびの条例改正は、標準下水道条例及び下水道法施行令の一部改正に伴い、本条例の関係条項を改正するものであります。標準下水道条例の部分においては、排水設備工事におきまして現行では町長または指定排水設備工事事業者が施工できるとされております。令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人宅内の給排水に係る配管の破損が多数発生したことに加え、指定工事事業者自身の被災や工事需要の集中により施工が困難な状況となり、配管の復旧が遅れ、水の使用ができない状況が長期化しました。こうした事態を踏まえ、災害その他非常の場合において復旧工事をスムーズにできるよう、特例的に他の市町村長または他の市町村長が指定した排水設備工事事業者が施工できるようにするものであります。

下水道法施行令の部分につきましては、特定事業場から公共下水道等に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準を定めておりますが、今般六価クロム化合物の人体に対する影響について正確な評価が可能となったこと、さらに公共下水道等から放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を定めているところ、今般大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、水質基準を改正するほか、規定の一部を整理するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元の配付した資料ナンバー12の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書70ページとなります。上砂川町下水道条例の一部を改正する条例。

上砂川町下水道条例（平成12年上砂川町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「除く。）は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

（1） 町が実施する工事。

（2） 災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事。

第10条第1項中「法第12条の10第1項」を「法第12条の11第1項」に改め、同項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に、同項第40号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第16条第1項中「この場合において」を「この場合において、」に改める。

第26条第3項第3号中「又は郵政事業」を削る。

第28条中「公法上の収入金の徴収に関する条例（昭和28年条例第25号）」を「上砂川町債権管理条例（平成25年上砂川町条例第3号）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時05分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を始めます。

◎議案第50号

○議長（高橋成和） 日程第19、議案第50号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第50号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,390万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,310万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第50号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金561万3,000円の減額で、2億7,320万4,000円となります。

2項国庫補助金588万1,000円の減額で、1億67万3,000円となります。

3項国庫委託金26万8,000円の追加で、109万4,000円となります。

17款寄附金100万円の追加で、1,110万円となります。

1項寄附金、同額であります。

18款繰入金1,800万円の減額で、1億5,450万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金2,601万3,000円の追加で、7,632万円となります。

1項繰越金、同額であります。

21款町債3,730万円の減額で、5億390万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が3,390万円の減額で、35億9,310万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款議会費9万4,000円の追加で、3,743万2,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費4,858万円の減額で、6億4,045万8,000円となります。

1項総務管理費4,884万8,000円の減額で、5億1,543万6,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費26万8,000円の追加で、9,859万8,000円となります。

3款民生費、144万2,000円の追加で、7億3,548万6,000円となります。

1項社会福祉費106万5,000円の追加で、6億6,460万7,000円となります。

2項児童福祉費37万7,000円の追加で、6,816万4,000円となります。

4款衛生費190万3,000円の追加で、1億9,001万4,000円となります。

1項保健衛生費47万5,000円の追加で、1億426万3,000円となります。

2項清掃費142万8,000円の追加で、8,575万1,000円となります。

6款農林水産業費260万円の追加で、930万7,000円となります。

1項林業費、同額であります。

7款商工費3万7,000円の追加で、1億7,277万5,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費784万円の減額で、3 億4,361万3,000円となります。

1 項土木管理費136万2,000円の減額で、1 億741万3,000円となります。

2 項道路橋りょう費152万8,000円の減額で、1 億3,008万5,000円となります。

3 項住宅費495万円の減額で、1 億611万5,000円となります。

次ページであります。10款教育費410万4,000円の減額で、1 億9,592万円となります。

1 項教育総務費50万9,000円の減額で、4,502万8,000円となります。

2 項小学校費110万円の追加で、6,275万8,000円となります。

4 項社会教育費475万円の減額で、1,333万2,000円となります。

5 項保健体育費5万5,000円の追加で、990万5,000円となります。

13款職員費2,054万8,000円の追加で、6 億2,046万3,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が3,390万円の減額で、35億9,310万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、町道鶉下鶉線道路改築事業。限度額、260万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。福祉医療センター設備改修事業、6,980万円、4,380万円。防災行政無線整備事業、1 億3,900万円、1 億3,200万円。公共施設等除却事業、3,220万円、2,870万円。公共施設再生可能エネルギー設置事業、310万円、270万円。町道鶉北線道路改良舗装事業、1,800万円、1,790万円。町道鶉北線雨水側溝布設替事業、1,200万円、1,180万円。緑が丘公営住宅団地外装改善事業、2,350万円、2,320万円。下鶉分譲地内公園整備事業、710万円、470万円。

事項別明細書11ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款 1 項 1 目議会費9万4,000円の追加は、人勸に伴う精査であります。

2 款 1 項 1 目一般管理費59万7,000円の減額は会計年度任用職員の異動に伴う精査で、2 目文書広報費54万5,000円の追加は町広報紙ページ数増による追加、4 目会計管理費3万3,000円の追加は人勸に伴う精査であります。

5 目財産管理費4,282万6,000円の減額は、12節委託料24万円の減額と14節工事請負費4,402万8,000円の減額は入札執行残による精査で、16節公有財産購入費144万2,000円の追加は議案第38号でご説明した財産取得経費の計上であります。

6 目企画費700万円の減額は、入札執行残による精査であります。

次ページであります。10目町民センター管理費60万2,000円の追加は、1 節報酬6万円の追加は人勸に伴う精査で、10節需用費54万2,000円の追加は暖房ボイラー修繕料の追加であ

ります。

11目地域振興費35万9,000円の追加は、1節報酬4万6,000円の追加は人勸に伴う精査で、18節負担金、補助及び交付金31万3,000円の追加は各町生活館を涼みどころとして開放したため各町自治会に電気料金等を補助するもので、13目集落支援員事業費3万6,000円の追加は人勸に伴う精査であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費26万8,000円の追加は、税制改正に伴う国民年金システム改修業務の計上であります。

3款1項3目社会福祉施設費38万6,000円の追加は、1節報酬3万6,000円の追加は人勸に伴う精査で、10節需用費35万円の追加は下鶉生活館屋根修繕料の追加であります。

4目介護保険費2万4,000円の追加、5目地域包括支援センター費65万5,000円の追加、2項2目認定こども園等複合施設費37万7,000円の追加は、いずれも人勸に伴う人件費の精査であります。

4款1項1目保健衛生総務費47万5,000円の追加は、水道事業会計繰出金の追加であります。

2項1目清掃総務費48万4,000円の追加は衛生車庫のオーバードアの修繕費の計上、2目じん芥処理費75万4,000円の追加は1節報酬は人勸に伴う精査で5万2,000円の追加、10節需用費70万2,000円の追加はじんかい車作業ポンプ交換による修繕費の計上で、3目し尿処理費19万円の追加は1節報酬は人勸に伴う精査、10節需用費13万8,000円の追加はし尿収集車エアコンの修繕料の計上であります。

6款1項1目林業振興費260万円の追加は、10節需用費85万円の追加は熊の出没対策として木の伐採や草刈り経費の計上で、12節委託料25万円の追加は熊の出没増による猟友会への委託料の追加で、24節積立金は当初下鶉児童公園整備に森林環境譲与税基金を充当する予定でしたが、工事費の減により150万円積立てするものであります。

7款1項1目商工費3万7,000円の追加は、人勸に伴う精査であります。

8款1項1目土木総務費136万2,000円の減額は、12節委託料3万8,000円の減額と14節工事請負費150万2,000円の減額は入札執行残による精査で、27節繰出金17万8,000円の追加は下水道事業会計繰出金の計上であります。

2項1目道路維持費152万8,000円の減額は、12節委託料51万3,000円の減額は汚泥処分量の減によるもので、14節工事請負費101万5,000円の減額は入札執行残による精査であります。

3項1目住宅管理費495万円の減額は、入札執行残による精査であります。

10款1項1目教育委員会費13万円の減額は教育委員欠員期間の報酬の精査、2目事務局費37万9,000円の減額は福井市鶉地区小学校交流事業費確定精査で、2項1目学校管理費110万円の追加は複式学級用黒板の購入経費の計上であります。

4項2目青少年対策費475万円の減額は14節工事請負費163万6,000円の減額と18節負担金、補助及び交付金311万4,000円の減額は入札執行残による精査で、5項保健体育費、2目

体育施設費 5 万 5,000 円の追加は人勸に伴う報酬の精査であります。

13 款 1 項 1 目職員給与費 2,054 万 8,000 円の追加は、人勸、職員異動に伴う人件費の精査であります。

次に、8 ページ、歳入であります。2、歳入、14 款 2 項 4 目土木費補助金 588 万 1,000 円の減額で、2,038 万円となります。1 節道路橋りょう費補助金 181 万 1,000 円の減額は町道鶉下鶉線道路改築事業が不採択となったため減額し、道路橋りょう債に振り替えるもので、2 節住宅管理費補助金 325 万 2,000 円の減額と 3 節土木総務費補助金 81 万 8,000 円の減額は歳出減に伴う減額、3 項 2 目民生費委託金 26 万 8,000 円の追加は歳出同額を計上するものであります。

17 款 1 項 1 目寄附金 100 万円の追加は、熊対策事業に充当するものであります。

18 款 1 項 1 目基金繰入金 1,800 万円の減額は、充当事業であった福祉医療センター設備改修事業の歳出減による減額であります。

19 款 1 項 1 目繰越金 2,601 万 3,000 円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

21 款 1 項 1 目総務債 3,690 万円の減額、2 目土木債 200 万円の追加、4 目教育債 240 万円の減額は、いずれも同意予定額の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 51 号

○議長（高橋成和） 次、日程第 20、議案第 51 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 51 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第 1 款水道事業収益、既決予定額 1 億 2,883 万 9,000 円、補正予定額 47 万 5,000 円、計 1 億 2,931 万 4,000 円。

第 2 項営業外収益、5,714 万 2,000 円、47 万 5,000 円、5,761 万 7,000 円。

支出、第 1 款水道事業費用、1 億 2,883 万 9,000 円、47 万 5,000 円、1 億 2,931 万 4,000 円。

第 1 項営業費用、1 億 2,376 万円、47 万 5,000 円、1 億 2,423 万 5,000 円。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1) 職員給与費、既決予定額2,378万5,000円、補正予定額47万5,000円、計2,426万円。
(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条に定めた水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「5,654万3,000円」を「5,701万8,000円」に改める。

令和7年12月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第51号について内容の説明をいたします。

2ページであります。令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益47万5,000円の追加で、1億2,931万4,000円となります。

2項営業外収益47万5,000円の追加で、5,761万7,000円となります。

2目他会計補助金47万5,000円の追加で、5,695万1,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用47万5,000円の追加で、1億2,931万4,000円となります。

1項営業費用47万5,000円の追加で、1億2,423万5,000円となります。

4目総係費47万5,000円の追加で、2,955万円となります。

事項別明細書3ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1款1項4目総係費47万5,000円の追加は、人勸に伴う人件費の精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1款2項2目他会計補助金47万5,000円の追加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第52号

○議長（高橋成和） 次、日程第21、議案第52号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第52号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、既決予定額1億2,123万9,000円、補正予定額17万8,000円、計1億2,141万7,000円。

第2項営業外収益、9,326万4,000円、17万8,000円、9,344万2,000円。

支出、第1款下水道事業費用、1億2,123万9,000円、17万8,000円、1億2,141万7,000円。

第1項営業費用、1億1,206万4,000円、17万8,000円、1億1,224万2,000円。

（資本的収入）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

次ページです。科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額8,783万8,000円、補正予定額なし、計8,783万8,000円。

第1項企業債、3,000万円、390万円、3,390万円。

第2項国庫補助金、1,390万円、384万円の減額、1,006万円。

第3項他会計補助金、84万5,000円、6万円の減額、78万5,000円。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた特定環境保全公共下水道事業の限度額「1,390万円」を「1,780万円」に改める。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（1）職員給与費、既決予定額1,074万4,000円、補正予定額29万8,000円、計1,104万2,000円。

（他会計からの補助金）

第6条 予算第8条に定めた下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受けられる金額「4,634万4,000円」を「4,652万2,000円」に改める。

令和7年12月17日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第52号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1款下水道事業収益17万8,000円の追加で、1億2,141万7,000円となります。

2項営業外収益17万8,000円の追加で、9,344万2,000円となります。

2目他会計補助金23万8,000円の追加で、4,573万7,000円となります。

3目国庫補助金6万円の減額で、484万円となります。

収益的支出、1款下水道事業費用17万8,000円の追加で、1億2,141万7,000円となります。

1項営業費用17万8,000円の追加で、1億1,224万2,000円となります。

1目管渠費12万円の減額で、1,699万円となります。

2目総係費29万8,000円の追加で、1,549万7,000円となります。

資本的収入、資本的収入、1款資本的収入、補正額なし、8,783万8,000円となります。

1項企業債390万円の追加で、3,390万円となります。

1目下水道事業債、同額であります。

2項国庫補助金384万円の減額で、1,006万円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

3項他会計補助金6万円の減額で、78万5,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1款1項1目管渠費12万円の減額は入札執行残の精査で、2目総係費29万8,000円の追加は人勸に伴う人件費の精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、1款2項2目他会計補助金23万8,000円の追加は一般会計補助金を追加するもので、3目国庫補助金6万円の減額は歳出減に伴う精査であります。

次に、5ページ、資本的収入に参ります。資本的収入、1款1項1目下水道事業債390万円の追加は国庫補助金の減額に伴い下水道事業債を追加するもので、2項1目国庫補助金384万円の減額は内示額の減で、3項1目他会計補助金6万円の減額は一般会計補助金を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日の18日は、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、明日18日は休会することに決定いたしました。

なお、明日につきましては午前10時より行政常任委員会を開催していただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、19日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日は大変ご苦勞さまでした。

（散会 午後 1時32分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

令和 7 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

12月19日（金曜日）午前10時00分 開 議

午前10時58分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 議案第 38 号 財産の取得について
 - 第 4 議案第 39 号 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定について
 - 第 5 議案第 40 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 議案第 41 号 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 7 議案第 42 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 8 議案第 43 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 9 議案第 44 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
 - 第 10 議案第 45 号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 11 議案第 46 号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 12 議案第 47 号 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 13 議案第 48 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 14 議案第 49 号 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 15 議案第 50 号 令和 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
 - 第 16 議案第 51 号 令和 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 17 議案第 52 号 令和 7 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ※ 議案第 38 号～第 52 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 18 調査第 4 号 所管事務調査について
 - 第 19 派遣第 3 号 議員派遣承認について

(追加日程)

第20 議案第53号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算(第5号)

○会議録署名議員

2番 藏 根 高 史 3番 笹 木 笑 子

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、鈴木建設環境課技師長が体調不良のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和7年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可を得られましたので、さきの通告に従いましてドローンの活用促進について質問いたします。

ドローン活用の現状としましては、防災訓練、空撮映像による町の魅力の発信、高齢者のドローンを活用した介護予防、子供たちのプログラミング教育等の実施など、防災対策、教育分野、介護予防、熊被害対策と様々な分野で横断的に活用されています。ドローン操縦については、地域おこし協力隊員が担っています。将来的にも災害救助、子供、高齢者の見守り活動や物流配送など多面的に有効な活用ができると期待するところです。

本町に限ったことではありませんが、熊被害対策が話題となっております。活用の一例として、熊被害対策の一つとして従来の方策に加えてドローンの活用はいかがでしょうか。既にドローンを活用している自治体もあり、先進事例として出沒した熊の監視、搜索、被害防止の3点で実用性があると言われております。また、本町で実施されたマラニックや鶉、東山地区のポールウォーキングについてもドローンでの見守りには参加者からも熊被害対策として安心につながったという声が聞かれました。さらに、出沒時に対応する職員の危険回避、負担軽減にもつながるとも推測されます。

そこで、2点についてお伺いいたします。現在ドローンのオペレーターが3年の就労期限

の縛りがある地域おこし協力隊員が担っている本町において、熊対策に限らずドローンの将来的な活用についての考えをお伺いします。

2点目、将来的にも様々な有効活用が考えられるドローンですが、オペレーターへの育成についての考えをお伺いします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 3番、笹木議員のご質問、ドローンの活用促進についてお答えいたします。

1点目のご質問、地域おこし協力隊がドローンのオペレーターを担っている本町において将来的なドローンの活用の考えについてでございますけれども、議員のご質問の中で触れられておりますとおり、現在町では地域おこし協力隊と連携し、ドローンによる防災対策や熊被害対策、観光プロモーション等町の魅力発信、介護予防事業、プログラミング教育などの教育DXに取り組んでおり、今後は不法投棄監視などの環境分野、さらにはこれまで目視で行ってきたインフラ、設備点検での活用、現場データのデジタル保存といった建設DXも含め、行政事務において多岐にわたる活用が期待されているところであります。

一方で、地域おこし協力隊は隊員自身がレベル4飛行の資格を有していることから、町が航空法に基づくドローン特区認定を受けることにより柔軟なルートでの飛行が可能となるため、現在特区認定に向けた申請準備を行っております。将来的には技術開発発展の場として企業や研究機関などの事業者が町の特区を利用して行うドローンの実証実験の総合窓口になることを目指しております。

特区認定につきましては、町といたしましても既に包括連携協定を締結している北海道科学大学にお力添えをいただけるよう依頼しており、協力隊が進める事業への支援に加えまして機体購入についても国の助成を要望するなど起業に向けた後押しをする中で、ドローン技術の活用が自治体DXの一環として業務の効率化に伴う生産性の向上、経費削減、人手不足の解消、また業務の内製化にも直結することから、関係部署間でドローンの有効性を確認しながら横断的に活用方法を検討してまいりたいと考えております。

2点目のご質問、オペレーターへの育成につきましては、職員の意向も踏まえながら人材育成の体制を整えていくことが重要であると考えますが、業務上の活用となると国家資格が必要となる操作技術の習得はもとより法令の理解、条例や安全管理マニュアル、ガイドラインの整備のほか、電波環境の運用ルール、プライバシー保護など専門的な知識が求められていることから、複数年にわたる人材育成が不可欠であります。このことから、行政だけの取組には限界があり、例えば滝川測量設計株式会社との間で無人航空機等による災害時支援等の協定を締結しておりますが、高度な知識と技術を有する民間との協定や一部委託、外部専門家との連携、また可能であれば道や近隣市町、警察、消防等の連携運用といったことを模索するなど、他の市町村の事例等も参考にしながら実行可能な部分から一歩ずつ取組を進めていくことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 答弁の中で特区認定ということがありました。また、各部署多岐にわたって活用との答弁だったかと思いますが、どの課がリーダーシップを取るのか、またはワンストップで専門の部署を置くのか既にお決まりでしたら、お伺いしたいと思います。

それと、もう一点、地域おこし協力隊員である隊員が継続して今後もドローンに関しては担っていくという捉えでよろしいのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの笹木議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいまの再質問に関しまして私のほうから答弁させていただきます。

まずは、特区申請については、ふだんドローンが飛んでいる状態しか見ていないので、あまり気がつかれていないのかもしれませんが、例えばレベル4の資格を持っていても、飛行させる場所、これを事前に飛行ルートの許可を取らなければいけないのです。それで、特区というのは、今北海道も特区申請を行うことにしていますけれども、特区を上砂川町全域で取ることによって何かあったときにどこでも飛ばせる、飛行させることが可能になるということになるかと思えます。特区申請に当たっては企画課が中心となり手続準備に入っておりますので、まず今の段階では窓口というのが企画になりますけれども、全体的にどこを総合窓口にするかはこれからになる。実際に特区の許可を取って何をやるのかによって部署は変わってくるかと思えます。

それから、2点目の隊員の関係ですが、現在いる隊員3年の任期が切れた後、町内で事業拡充というか、事業を始めた場合、今課長の答弁の中にもあったと思えますけれども、やはり免許を取って飛ばすという技術、安全性の確保というのも当然必要になってくると思えます。そういう意味で、職員が全て賄い切れない等もございますので、この辺についてはアウトソーシング、民間に委託するというような形の中で事業のほうを考えていかなければならないと思っておりますので、この辺は協力隊員が卒業した後も町内に残るとすればその辺のアウトソーシングについても検討していきたい。逆にそういうことをすることによってドローンでの事業展開に町としても支援できる体制にもなるかなと思っておりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いましてオストメイトの防災対策について質問させていただきます。

きます。

初めに、オストメイトとは、様々な病気や障害、また事故等の原因で消化管や尿管が損なわれて、腹壁に造設される便や尿の排せつ口をストーマといいます。このストーマを持つ人のことをオストメイトと指します。

災害時の避難所では、安心して使用できるトイレの確保が避難者の健康を守るために重要です。このため、おのおのに配慮したトイレ環境の構築が求められています。実際にオストメイトの方は、避難所のトイレで排せつの処理をする際、どうしても時間がかかってしまい、混雑やトラブルにつながるのではと不安を抱えています。その上、多機能トイレの整備の遅れや通常のトイレ、また災害備蓄用の携帯トイレ等の利用は非常に無理があることから、対策としてオストメイト専用の簡易トイレの備蓄を求めるものです。簡易トイレは、持ち運びが可能な折り畳み式で、排せつ物と廃棄物を分別して捨てられる構造であり、あとは同トイレを専用のテントで覆い、使用することになります。これは本町の町全体で災害に備える体制整備に努めるという目的に即した防災対策であり、オストメイトの不安軽減にもつながるものです。災害時の避難所生活の中でオストメイトの方が安心して排せつの処理ができる場所の確保に努めることは極めて重要ですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 4番、小澤議員のご質問、オストメイトの防災対策についてお答えいたします。

本町におきましては、地域防災計画に基づき良好な生活環境の確保を目的とした避難所運営マニュアルを作成しており、高齢者や障害のある方、妊産婦、子供のいる家庭など様々な立場の方に配慮した避難所が設営できるよう、その基本方針を定めております。また、防災備蓄では非常食や飲料水等の生活必需品に重点を置きつつ、特別な配慮を要する方々への対応も含め優先順位をつけて備蓄を進めておりますが、議員ご質問のオストメイト専用の簡易トイレの備蓄については、その重要性は理解しているものの、初期費用に加え洗浄剤等の消耗品に係る更新が必要であり、財源確保や管理上の問題から備蓄に至っていないのが現状であります。

しかしながら、役場庁舎にオストメイト専用トイレを設置していること、また町民センターにはバリアフリートイレが設置され、幅広く誰でも利用しやすい環境にございますので、避難を余儀なくされるような場合には避難所における事前受付の段階で心理的不安を解消できるよう、関係部署との連携強化を図りながら優先的に町民センター、体育センターへの避難誘導を行うとともに、トイレ確保対策として簡易トイレやワンタッチテント等の整備を進めている中、ストーマをお持ちの方の支援にもつながるよう財源確保と保管場所の確保や適正管理、プライバシーの配慮、利用に関するルール化といった課題解決に努めながら、専用携帯トイレの備え、さらには福祉避難所での活用も含め検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） それでは、再質問させていただきます。

ただいま災害備蓄品整備の中で検討していくという答弁でありましたが、本町には17名のオストメイトの方がおられると伺いました。オストメイトの方が避難所で安心して排せつの処理やストーマ装具の交換ができることは大変大切なことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その上で、排せつに用いるストーマ装具の分散管理の必要性も強く感じたところなのですけれども、ぜひオストメイトの方へ分散管理を含めた災害への備えを周知することについて積極的に取り組まれてはいかかかなと思いますが、所見をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの小澤議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） ただいまの小澤議員の再質問についてでございます。現在町では家庭内備蓄の必要性、それから非常時の持ち出し品などについて定期的に住民周知を行っておりますので、それを継続する中で全体的なお知らせの中で少しでも周知、お伝えをしていく形で努めていければと考えております。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（高橋成和） 次、6番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（伊藤充章） 第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました第21期町政に向けた奥山町長の今後のご決意についてお伺いいたします。

奥山町長におかれましては、第18期、第19期、第20期の3期12年間、極めて厳しい財政状況の中で、今期につきましてはウィズコロナ、アフターコロナ対策から、今年策定の第8期上砂川町総合計画前期基本計画の下、時代の変化を見据えつつ、人口減少、少子高齢化対策、さらには地域経済の活性化を中心に将来に向けて持続可能な町政を確立する基盤づくりという極めて難しいかじ取りを的確に進めてこられました。

個別の施策は、福祉分野では近年の猛暑対策として高齢者施設の空調設備整備、第1期上砂川町地域福祉計画に基づいた在宅福祉サービスの充実を図られました。健康づくりでは、各種感染症対策の強化、こども未来戦略方針に基づいた妊婦健診、産婦健診費用の全額助成などの産前産後を通じた経済的支援を強化し、人口減少の抑制に向けた取組を進められました。また、教育施策では学校法人田中学園との包括連携や公設学習塾の運営拡充にて学力向上対策を講じ、公共交通の課題については中央バス減便への対応として町内乗合タクシーの町外便を実施されました。防災対策では防災行政無線の整備や老朽化した消防車両の

更新など防災力の強化、充実を図り、町民の安全、安心な暮らしの実現を推進されました。人口減少、少子高齢化をはじめとした本町に山積する様々な課題に対し、将来に向け何をなすべきかを明確にし、政府への中央要請活動を積極的に展開され、国とのパイプを強固に築かれたご努力とその姿勢に心からの敬意を表します。

これらのことから、奥山町長は町民をはじめ、町内外から高い評価を受けておられ、次期町政もぜひ奥山町長にお願いしたいとの声が多数寄せられています。私といたしましても全面的に高く評価し、支援をしているところであります。本町は自主財源が乏しく、地方交付税への依存度が高い厳しい環境にあります。なお取り組むべき課題は残されていると認識します。ぜひ多くの町民の負託にお応えいただき、これまでの経験を生かして夢と希望に満ちた将来に向けて持続可能で輝く町の創生を実現していただきたく、引き続き町民と共に歩む町政を奥山町長に託し、我が町ふるさと上砂川の未来へのかじ取りをお願いするものであり、大いに期待するところであります。

以上を踏まえ、第21期に向けた前向きかつ積極的なご答弁を賜りますようお願い申し上げます、私の質問といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの6番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 6番、伊藤議員の第21期町政に向けての決意についてお答えをいたします。

まず、ただいまは町長就任以来進めてまいりました各種施策の推進に対しまして身に余る高い評価をいただいたことに心から感謝申し上げます。私は、平成26年4月に第8代上砂川町長として就任し、第18期町政を、平成30年からは第2期目として第19期町政を、そして令和4年4月からは3期目となります第20期町政を議員各位並びに多くの町民の皆様のご支援、ご協力の下、町政運営を担わせていただきました。この間、伊藤議員のご質問の中にもございましたが、各種政策の推進、これをしっかりさせていただきましたけれども、これは決して私一人の思いでなし得ることはできず、そこには議員各位並びに町民の皆さん、そして職員、さらには歴代の地域おこし協力隊員のご協力があったのたまものと感じているところでございます。改めて皆様の温かいご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。

これまで3期12年を顧みるとき、本町の最重要課題である人口減少、少子高齢化への対応、持続可能な財政運営、防災体制の充実など、そのほか新型コロナウイルス感染症対策ではまずは町民の安全、安心と、さらには地域経済を守ることを最優先に取り組んでまいりました。また、老朽化した消防庁舎、認定こども園、地域コミュニティーの拠点である、そして有事の際の避難場所ともなる下鶴、鶉若葉生活館の建て替え、何よりも多くの皆様のご理解をいただき、災害時の防災拠点ともなる役場新庁舎の建設も実施させていただいたところでございます。町民の皆さんの生活に直結する施策などを着実に前進できたものと私自身考えているところでございます。繰り返しになりますが、改めて皆様方のご支援に深甚なる感謝を申し上げます。

さて、次期第21期町政に向けての決意ということでございますけれども、これまで町民の負託の重さを常に心にとどめながら、本町が抱えている人口減少、少子高齢化対策、さらには地場産業の振興にも努めてまいりましたが、依然として道半ばの課題も多く残されていると思っております。加えて、地域医療や地域公共交通問題、そして少子化に伴う学校再編など中長期的視点で新たに取り組むべき課題も山積している状況にあると思っております。こうした課題に引き続き責任を持って真摯に向き合う必要性を感じているところでもあり、今現在置かれている状況や町の継続性、町政の継続性と安定性の観点からも次期町長選挙に向けて熟慮を重ね、4期目の出馬の意向を固めたところでございます。

いずれにいたしましても、現時点では残された任期が4か月ほどとなっておりますが、町民の皆様への負託に応える町政運営に邁進してまいりますことを申し添え、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○6番（伊藤充章） 力強いご答弁誠にありがとうございました。

終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第38号 議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号
議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号
議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第38号から日程第17、議案第52号につきましては既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第38号 財産の取得について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 財産の取得については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第39号 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定について

議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 上砂川町条例の用語等表記の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第41号 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 特別職の職員の給与に関する条例及び上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第42号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第43号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第44号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第45号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第45号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第11、議案第46号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第46号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 上砂川町就業・観光体験等宿泊施設設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第12、議案第47号 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第47号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 上砂川町火入れに関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第13、議案第48号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第48号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第14、議案第49号 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第49号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 上砂川町下水道条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第15、議案第50号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第50号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第16、議案第51号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第51号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第52号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第52号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 令和7年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第18、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（高橋成和） 日程第19、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第53号

○議長（高橋成和） 日程第20、議案第53号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第53号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,790万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第53号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金4,480万円の追加で、3億1,800万4,000円となります。

2項国庫補助金4,480万円の追加で、1億4,547万3,000円となります。

歳入合計が4,480万円の追加で、36億3,790万円となります。

2、歳出、2款総務費4,070万円の追加で、6億8,115万8,000円となります。

1項総務管理費4,070万円の追加で、5億5,613万6,000円となります。

3款民生費410万円の追加で、7億3,958万6,000円となります。

2項児童福祉費410万円の追加で、7,226万4,000円となります。

歳出合計が4,480万円の追加で、36億3,790万円となります。

事項別明細書 5 ページ、歳出でございます。資料ナンバー 1 をご参照願います。このたびの補正は、国の強い経済を実現する総合経済対策 18 兆 3,000 億円の補正予算が 16 日に成立し、重点支援地方交付金が拡充され、本町への配分額が 6,719 万 8,000 円となり、本町において第 1 弾として物価高騰対策等を実施するもので、現在第 2 弾に向け、職員に活用事業を検討させておりますが、議員からも何か事業があれば総務課もしくは企画課にご提案していただきたいと思っております。

令和 7 年度上砂川町物価高騰に係る経済、生活支援対策であります。初めに、重点支援地方交付金、住民生活支援対策事業は、物価高が継続する中、各自治体が地域の実情に応じた支援ができる交付金で、①として水道料金・下水道使用料減免事業 1,290 万円は、全世帯及び全事業所を対象に令和 7 年 12 月から令和 8 年 2 月までの 3 か月間の水道料金、下水道使用料の基本料金を全額免除する事業であります。

②として全町民商品券交付事業 2,780 万円は、町内で利用できる商品券を交付する事業で、1 世帯当たり 1 万円分、町民 1 人当たり 5,000 円分を交付、商品券は 1 月中旬から順次郵送し、使用期限は 3 月 31 日までとしております。

次に、物価高対応子育て応援手当で子育て応援手当支給事業 410 万円は、国は物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、子育て応援手当を支給するもので、ゼロ歳から 18 歳の子供がいる全世帯を対象に子供 1 人当たり 2 万円を支給する事業で、基準日が令和 7 年 9 月 30 日ですが、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに生まれる新生児も対象となり、支給時期は令和 8 年 2 月、支給方法は原則として申請不要のプッシュ型で児童手当の支給口座へ振り込むもので、事業費合計が 4,480 万円となります。

予算書にお戻り願います。3、歳出、2 款 1 項 14 目物価高騰対策費 4,070 万円の追加は、12 節委託料 200 万円の計上は全町民商品券交付事務を会議所に委託するもので、18 節負担金、補助及び交付金 3,870 万円の計上は水道料金・下水道使用料減免事業として 1,290 万円、全町民商品券交付事業として 2,580 万円計上するものであります。

3 款 2 項 4 目物価高対応子育て応援手当支給事業費 410 万円の追加は、3 節職員手当等 3 万円の計上、10 節需用費 24 万円の計上、11 節役務費 3 万円の計上、18 節負担金、補助及び交付金 380 万円の計上は、物価高対応子育て応援手当の計上であります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、14 款 2 項 1 目総務費補助金 4,070 万円の追加は重点支援地方交付金の計上で、2 目民生費補助金 410 万円の追加は歳出同額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第53号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

今年最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議長のご指示により、令和7年の最終議会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

今年も早いもので第4回定例会の閉会を迎えるところであります。本年も高橋議長はじめ議員各位には町政運営に多大なるご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。人口減少、少子高齢化への対応をはじめ、町民生活を支える施策や地域振興対策など、本町が抱える多くの課題の解決にご尽力いただいたことに対しましても厚くお礼申し上げます。また、本会議におきまして提案いたしました全ての案件につきまして真摯なご審議を賜り、原案どおり可決決定いただきましたことにお礼を申し上げるところでございます。

この1年を顧みますと、国内外においては大きな変化の年であったと思っております。国際的には、トランプアメリカ大統領の政権運営の下、世界経済が大きく変動し、その影響は地方自治体の行政運営や住民生活にも及んだと思っております。国内においては、憲政史上初となります高市女性総理大臣の下、重要政策が進められ、地方自治体はこれまで以上に自立的かつ柔軟な対応が求められるものと考えております。

また、今月12日になりますが、青森東方沖を震源といたします地震、その後の後発地震注意情報が初めて発出されるほか、9月には道東でこれも北海道観測史上初となります線状降水帯が発生しました。記録的な大雨が観測されるなど、今年も大規模な自然災害が多く発生し、さらに行政報告でも申し上げましたが、全国的な相次ぐ熊の出没、本町では被害等はありませんでしたけれども、これら自然災害への備えと重要性を強く認識した一年でもありました。改めて災害などにより被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

このような中で、本町におきましても人口減少、少子高齢化、物価高騰対策など町民生活

に影響を及ぼす課題に直面しながら、町民生活を守ることを最優先に生活支援や地域の安全、安心の確保、住民サービスの維持、向上に努めてまいりました。しかしながら、本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、今後においても国、北海道の動向を注視しながら、住み慣れた上砂川町で安心して暮らし続けられる町づくりを本年度を起点といたします第8期総合計画の下、5年後、10年後を見据え、人口減少に負けず、小さくても持続可能な町づくりに職員と共に全力を傾注する所存でありますので、引き続き皆様方のご支援をお願い申し上げます。

結びになりますが、今年も残り2週間弱となりました。インフルエンザ等が大変流行しているようでございますので、どうか議員各位、町民の皆様にはご自愛いただき、ご健勝で年末年始をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、本年議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。この一年大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶申し上げます。

本年の定例会と臨時会をはじめとした数々の議会活動に対しまして、皆様の真摯な取組のおかげで無事終了することができましたことを心よりお礼申し上げます。

今年度を振り返りますと、国際的にはトランプ関税により世界貿易を減速させるリスクが高まったことで円安が進み、国内では備蓄米を放出したものの米価の高止まりは続いており、依然として経済情勢については食料品をはじめとした物価高騰が続いている中、高市政権によるガソリン税制の見直しや重点支援地方交付金、電気、ガス料金の負担軽減策など物価高騰への対応が進められており、当町も先ほどの追加議案にありましており、生活と地域経済を守るための対応、支援対策に対しまして議会として必要な施策が時期を逃さず実施されるよう迅速な審議、議決に努めてまいります。

本町の重要課題でございます人口減少問題や少子高齢化問題につきましては、本年策定された第8期上砂川町総合計画前期基本計画の下、時代の変化を見据えつつ、将来に向けて持続可能な町政が進められるよう、議会の立場として支援、協力していかなければならないと考えております。町を取り巻く情勢は目まぐるしく変化し、その対応に大変多くのご苦労があると思いますが、奥山町長を中心に職員の皆様のご活躍を期待するところでございます。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして慎重審議をいただいたこと、円滑な議会運営にご協力をいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。

今年も残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族共々お元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で令和7年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子